

川上村事業継続支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、特に村外からの来訪者が多くなるGW期間中に、村民の生命と地域の生活を守るために休業された飲食・宿泊・サービス・店頭で販売する小売業（林業・土木建築業・製造業以外）の事業所に対して、事業の維持支援することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象は、4月29日から5月6日までのGW期間中に連続して休業された飲食・宿泊・サービス・小売業（林業・土木建設業・製造業以外）の事業所で、以下のいずれかに該当する事業所に対して事業の維持支援を行う。

- (1) 国の持続化給付金の支給に該当する事業所
- (2) 国の雇用調整助成金の支給に該当する事業所
- (3) 奈良県の感染症拡大防止協力金の支給に該当する事業所

(交付額)

第3条 交付対象者事業所に、1回限り100,000円の支援補助金を交付する。

(交付申請)

第4条 補助金の申請期間は、令和2年6月15日から令和3年2月26日までとする。

- 2 申請は、申請期間内に、村長に対して行うものとする。
- 3 申請者は、次に掲げる情報（以下「基本情報」という。）を支援補助金交付申請書（様式第1号）により村長に提出すること。
 - 一 商号
 - 二 業種
 - 三 申請者住所
 - 四 申請者氏名
 - 五 生年月日
 - 六 連絡先
 - 七 支援補助金額
 - 八 申請者本人名義の振込先口座に関する情報
- 4 前項の申請にあたっては、次に掲げる書類等（以下「証拠書類等」という。）を村長に提出すること。
 - (1) 持続化給付金の「給付通知書」の写し
 - (2) 雇用調整補助金の「支給決定通知書」の写し

- (3) 奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の「交付に関する通知」の写し
- (4) 4月29日から5月6日の間に休業した証拠書類（任意）
- (5) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (6) 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）
- (7) その他村長が必要と認める書類
（宣誓事項）

第5条 次の各号のいずれにも宣誓した者でなければ、補助金を交付しない。

- 一 第2条の要件を満たしていること
- 二 前条第3項基本情報及び第4項の証拠書類（以下「基本情報」という。）に虚偽のないこと
- 三 村長または村長が委任した者が行う関係書類の提出指導、事情聴取等の調査に応じること
- 四 不正交付（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない補助金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正交付には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、第6条の規定に従い補助金の返還等を行うこと
- 五 別紙で定める暴力団排除に関する誓約事項
- 六 本要綱に従うこと
（補助金の返還等）

第6条 村長は、補助事業と認めた者、または補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは支援補助事業を取消し、または既に交付した支援補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の趣旨、手続き等に違反したとき
- (2) 偽り、その他不正の手段により支援補助金の交付を受けたとき。
（補助金の交付）

第7条 村長は、第4条に基づく申請があったときは基本情報等について審査を行った上で、交付又は不交付を決定し、その結果を交付の場合は支援補助金交付決定通知書（様式2号）により、不交付の場合は支援補助金不交付決定通知書（様式3号）により申請者に通知するものとする。また、村長は交付を決定したとき、この決定をもって、交付額の確定とみなす。

(補助金の交付方法)

第8条 前条で交付の決定を受けた者は、支援交付決定通知書を受けた後、速やかに支援補助金交付請求書(様式第4号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、支援補助金交付請求を受け取った時は、前条で定める支援補助金額を交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当者（法人である場合は役員、個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請から、補助金の交付、後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上